

VI

地方創生：外資による地域活性化

1. 外資誘致に向けた地域の取り組み

外資系企業本社の進出先は、現状、東京が7割近くを占め、一極集中の状態が続いている（図表 6-1）。第4章のジェットロの外資系企業へのアンケート調査では、立地の選定にあたって外資系企業が重視するポイントとしては、「顧客との距離」や「インフラの充実（交通、物流、情報通信、エネルギー等）」、「マーケット規模（市場性）」、「コスト（土地代、人件費等）」、「日本国内他拠点との位置関係」が挙げられている。外資系企業の進出がメガシティ、なにかんずく首都圏に集中することは自明といえる。一方で、商圏のカバー、顧客関係の緊密化、物流ネットワークの構築といった目的から、あるいは研究等の知の集積や地域資源に着目し、複数の拠点を設置する結果、生産拠点や研究開発拠点、物流拠点、販売拠点などの機能は、東京都以外の道府県に広がってきている。前述のアンケート調査でも、拠点拡充のほか、新たな商圏の獲得や機能拡大を目的として、約8割の企業が今後5年以内の日本で

の投資拡大を計画していると回答しており、東京以外の地域への進出計画についても6割以上あった。

外資系企業を地域に誘致することは、雇用創出や最先端の技術・革新的経営ノウハウの導入と言った観点から、地域経済再生の一方策として、各自治体も本格的に誘致活動に取り組み始めている。地域の潜在力や可能性を把握することで、その地域の特長をビジネスチャンスと捉える業種は何か、その業種のバリューチェーンの中で競合はどこで、自分の地域に足りない、あるいは誘致したい企業群はどこか、そうした企業群を特定することが外資誘致の一步となる。外資系企業にせよ、国内企業にせよ、その地域に必要な企業を誘致するということは、言い換えれば、どういう「地域づくり」をしたいのかという地域の産業政策と密接に関係するものといえる。

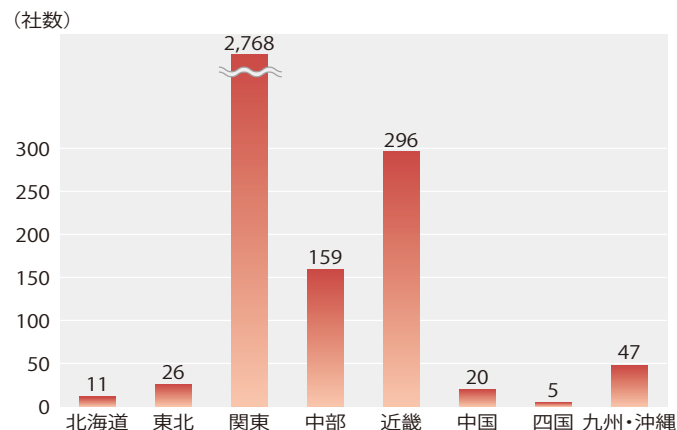
本章では、ターゲット産業の外資系企業の誘致に向けて先進的な取り組みを行う自治体を事例として紹介する。

図表 6-1 外資系企業数上位10 都道府県

順位	都道府県	企業数（社）	構成比（%）
1	東京都	2,284	68.5
2	神奈川県	319	9.6
3	大阪府	164	4.9
4	兵庫県	85	2.6
5	愛知県	70	2.1
6	埼玉県	63	1.9
7	千葉県	61	1.8
8	静岡県	28	0.8
9	福岡県	25	0.8
10	茨城県	18	0.5

（注）構成比は集計企業数 3,332 社を 100 とした割合

地域別外資系企業の数

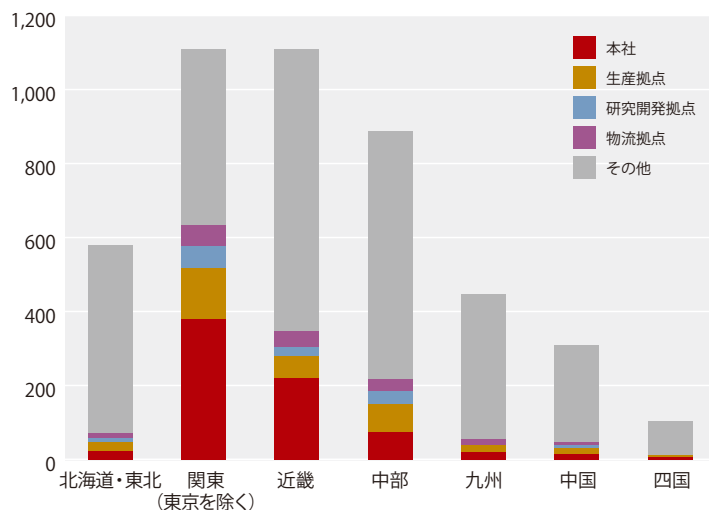


〔出所〕「第49回外資系企業動向調査（2015年調査）」（経済産業省）より作成

※本調査では、企業群（企業グループ、連結企業等）単位の企業ではなく、子会社・関連会社も1企業として集計。ただし、事業所、支店、駐在所は含まない。

図表 6-2 外資系企業の機能別進出状況（東京都を除く）

	本社	生産拠点	研究開発	物流	その他
1 位	神奈川 (267 社)	静岡 (39 社)	神奈川 (31 社)	大阪 (22 社)	大阪 (523 社)
2 位	大阪 (115 社)	神奈川 (34 社)	兵庫 (16 社)	千葉 (20 社)	愛知 (371 社)
3 位	兵庫 (80 社)	茨城・千葉 (24 社)	静岡 (15 社)	兵庫 (15 社)	福岡 (248 社)
4 位	千葉 (49 社)		愛知 (13 社)	愛知・神奈川 (14 社)	北海道 (202 社)
5 位	埼玉 (40 社)	愛知・埼玉 (23 社)	茨城 (10 社)		神奈川 (162 社)
6 位	愛知 (33 社)		栃木 (8 社)	埼玉 (11 社)	広島 (150 社)
7 位	静岡 (17 社)	栃木 (22 社)	大阪 (6 社)	福岡 (10 社)	宮城 (145 社)
8 位	茨城 (12 社)	兵庫 (18 社)	埼玉 (5 社)	広島 (9 社)	静岡 (93 社)
9 位	広島・福岡 (10 社)	三重 (15 社)	福岡・福島 (4 社)	静岡・北海道 (7 社)	兵庫 (91 社)
10 位		群馬 (11 社)			埼玉 (83 社)



〔出所〕「外資系企業総覧 2015 年版」（東洋経済新報社）より作成

（1）福岡市 ―特区での規制緩和により、スタートアップビザなど外国人の創業を支援―

福岡市は、国家戦略特区での規制緩和を通じ、2015 年 12 月 9 日より、国内初となる「スタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）」を開始した。通常、外国人が日本で創業するために必要な「経営・管理」の在留資格の取得には、入国管理局への申請時に、事務所の開設に加え、常勤 2 名以上の雇用、または 500 万円以上の国内投資（資本金額が出資総額）の要件が必要となるが、これが高いハードルとなっている。

新たに開始された「スタートアップビザ」では、その要件が整っていないとしても、創業活動計画書等を福岡市に提出し、福岡市から確認が取れば、入国管理局はその確認をもとに審査することで、6 カ月間の「経営・管理」の在留資格が認められる。要件はその 6 カ月間で整えればよく、創業する外国人は、事業を進めながら、手続きを進めることができる。特区内の創業が条件となり、福岡市の指定する先端産業の事業を対象とする。

さらに、2016 年度から福岡市では「スタートアップ賃料補助（外国人創業環境形成事業補助金）」を創設し、外国人が福岡市内で創業するときの住居、または事業所の賃料の一部を補助している。

また、平成 28 年度税制改正大綱により、福岡市国家戦略特区では、創業企業に対する法人税の軽減措置（スタートアップ法人減税）が新たに創設される見通しとなった。詳細は今後明らかに

なる予定だが、福岡市での起業の大きな後押しとなる。特例措置により、法人設立の日から 5 年間、所得金額の 20% が控除される。試算では、国税・地方税を合わせた法人実効税率は、本制度の対象法人については、中国、韓国並みの 24% 台に下がる。特区内に本店を有するほか、IoT、国際、医療、農業分野における革新的なビジネスであることなどが条件となっており、この法人税の軽減措置の対象は、スタートアップ企業に限定される。

福岡市は、産業の国際競争力の強化や雇用の拡大を図ることを目的に、2012 年に「スタートアップ都市宣言」を行い、創業しやすい都市づくりを行い、ベンチャー企業のクラスター形成に力をいれてきた。外国人の創業支援もこの政策の延長線上にある。

福岡市は、アジアに近いという地理的な要因もあり、アジアからの在留資格の申請が多い。また、現在、福岡空港には約 20 都市からの直行便が就航している。こうした地の利を活かし、福岡市で創業する外国人が増えることにより、国内外のベンチャー企業の交流が活性化し、国際的に活躍する企業が誕生することを期待している。

福岡市は人口流入が続いており、2015 年度の税収は 3 年連続で過去最高を更新。英国の情報誌「MONOCLE（モノクル）」が発表した 2016 年の「世界で最も住みやすい 25 都市のランキング」では、福岡市は 7 位にランクインしている。こうした外国人が創業しやすいビジネス環境、暮らしやすい環境の整備が、外資系企業のさらなる進出につながることが期待される。

<スタートアップビザ 外国人創業活動促進事業>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/startupviza.html>

<スタートアップ賃料補助 外国人創業環境形成事業補助金>

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/rent_subsidy.html

<スタートアップ法人減税 見込み>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/business/startuphoujingenzei.html>

(2) 神奈川県 ―羽田空港に隣接する特区で、再生・細胞医療の実用化を支援―

神奈川県は、川崎市殿町地区にあるライフサイエンス・環境分野の国際戦略拠点「キング スカイフロント」に、再生・細胞医療の産業化拠点「ライフイノベーションセンター（LIC）」を整備し、2016年8月25日に開所式を行った。

キング スカイフロントは、2008年より川崎市が整備し、企業や研究開発拠点の誘致を行ってきた。2011年に国際戦略総合特区に、2014年に国家戦略特別区域に指定され、税の減免や財政・金融等の優遇措置、各種の規制緩和が受けられる。羽田空港が多摩川を挟んで対岸に位置し、2020年までに、羽田空港との間に連絡道路が整備される予定であり、開通すれば、徒歩15分程度で24時間稼働の国際空港にアクセスできるようになる見込みだ。

同地区には、ヒト化マウスの研究開発などを行う実験動物中央研究所の「実中研 再生医療・新薬開発センター（CIEA）」や、先端技術を有する研究機関・企業等の民間施設が入居する複合研究開発施設「川崎生命科学・環境研究センター（LiSE）」、ナノ医療技術の実用化に向けた研究を行う「ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）」などが稼働している。また、国や業界の研究機関や、民間企業も進出を決定している。製薬大手の米ジョンソン・エンド・ジョンソンは、同社の医療機器操作を習得するための医療従事者向けトレーニング施設を開設し、国内外から年間約1万人が訪問する。

「ライフイノベーションセンター（LIC）」は、地上4階建て、延べ床面積は1万6,000平米で、研究開発から細胞の培養・加工、品質管理、出荷まで、再生・細胞医療の実用化、事業化のためのワンストップセンターとなるスペース、設備を整えている。ベンチャー企業・大学向けの大小の入居スペースのほか、大量の電力が必要となる細胞の大量培養のための生産スペースもあり、2016年8月時点で、20社がLICへの入居を予定しており、すでに床面積ベースで90%が埋まっているという。

神奈川県では、超高齢化社会を迎える日本において、最先端の医療技術と、心身の状態を整えて、より健康な状態へ近づける「未病の改善」を組み合わせ、ヘルスケア分野での新しい市場・産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」をとっており、LICはこの政策の中核として、再生・細胞医療の「実用化・産業化」に力点が置かれていることが大きな特徴となっている。

入居企業にとって、LICの魅力は、羽田空港との隣接性。国際空港に近いこと、輸出の利便性が高く、細胞の品質管理や輸送コストの面で有利である。また、将来的には、再生・細胞医療を使った治療の受診のため、海外から患者が渡航してくる医療ツーリズムなども期待できる。

また、LICが提供する「オープンラボ」も大きなインセンティブの一つ。再生・細胞医療の実用化に向けた研究開発を行う上で必要となる実験機器は高額で個々の企業では導入が難しい。県は、そうした装置を「オープンラボ」に整備し、2017年3月まで無料で共同利用できるようにしている。

しかし、企業にとってLICの最大の魅力は、そこに集まる有望な企業、研究者、業界関係者のネットワークであるという。県は、LICを拠点に再生・細胞医療実用化のバリューチェーンを構築するような企業の入居を促進し、また、効率的な治験計画を立案できるよう、治験や臨床研究をデータ分析の面からもサポートする。

県は入居者間の交流を促すことで、新たな研究やビジネスを生み出していきたい考えだ。LICにいる人が資産であり、LICに入居すれば再生・細胞医療の実用化のキーパーソンに会える、そこから新しい技術が生まれ、LICを巣立った後にも、そのネットワークでつながっていくといったサイクルができるように、県としても支援していく方針である。

＜ライフイノベーションセンター＞

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531405/>

(3) 三重県 ―ターゲット産業にあわせた豊富なインセンティブで外資を誘致―

三重県は、日本の自動車・航空機の一産業集積地域である中部地域に位置し、特に北部は、輸送機器のほか、電気機器、石油・化学、医療・食品等の分野において日本有数の企業・工場が集積している。エレクトロニクス（電子部品・デバイス関連）の大型工場の稼働などを背景に、実質経済成長率は全国1位を誇り、近年では、航空機産業にも力を入れている。

製造業の集積がある三重県では、外資系企業もまた製造・開発拠点を立地している。半導体分野では、米国のキャボット・マイクロエレクトロニクスの日本法人が、三重県に製造・研究開発拠点を置く。最近では、東芝と米ウエスタンデジタル（WD）の連合が3次元メモリの量産に向け四日市市に1.5兆円の投資を決定するなど、追加投資を行っている。また2015年、台湾のUMC社が、富士通セミコンダクターが保有する桑名市の半導体ウェハー製造工場に約100億円資本参画し、株式の約16%を取得した。

三重県は、こうした製造拠点とそれを支える研究開発拠点を呼び込むため、様々なインセンティブを用意している。「外資系企業アジア拠点立地補助金」では、製造業の外資系企業に対して日本企業の倍の20%の補助率を設定しているほか、年間オフィス賃料の50%を補助している。その他、研究開発施設等の建設に10%の補助を行う「研究開発施設等立地補助金」や、製造業でマザー工場化（※）につながる投資に対して15%の補助をする「マザー工場型拠点立地補助金」などがある。

（注※メーカーが国外に工場を設立して事業を拡大していく際、それを支援するための高い技術力・開発力・マネジメント力・投資判断力などを備えた工場。）

また、三重県の企業誘致のためのインセンティブは他県では見られないユニークなものであり、補助金の投資要件に「マイレージ制度」を設けている。1回で要件に満たない投資でも、投資（ポイント）を複数回積み上げることにより要件を達成した場合は各補助金の申請が可能となる。

さらに、2015年4月からは、県独自の「本社機能移転促進補

助金」も設定し、本社機能の誘致も行っている。本社の登記を移さなくても、本社機能の部門移転を公表していれば適用となるなど柔軟な運用を行っている。

三重県では、次世代を担うリーディング産業の集積を活かし、重点産業に合わせた多彩なインセンティブを打ち出すことで、引き続き、外資系企業の研究開発拠点の進出や、地域企業との共同開発など、様々なビジネス展開が進むことを期待している。

また、三重県は、サービス産業の誘致にも力をいれている。三重県は、松阪牛や伊勢えびなどに代表される特産品や、伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、忍者の里の伊賀、鈴鹿サーキットなど、豊富な観光資源を有している。2016年3月には、伊勢志摩国立公園内に、シンガポールに本拠を置くアマンリゾートによる温泉リゾート「Amanemu（アマナム）」がオープンした。同ホテルは、全世界でリゾートホテルを展開するアマンが日本で展開する2軒目のホテルとなる。さらに、2016年5月には、「伊勢志摩サミット（主要国首脳会議）」が開催され、国内のみならず世界中の注目を集め、三重県の知名度向上にも繋がった。

三重県では、早くから外資系ホテルの誘致などを狙い、サービス産業への補助金を設置していた。2013年度（平成25年度）に投下償却資産額の10%について補助を行う「サービス産業立地補助金」を創設したが、サービス産業の立地に対する補助金は全国初。外資系ホテルの進出により、諸外国の富裕層など新たな顧客層の拡大とともに、外資が持つネットワークやノウハウ、ブランドの地元への還元を期待している。県では、ホテル等、観光サービス分野での立地を検討している外資系企業に対し、観光資源への同行も含めた県内観光概況の説明や不動産会社などへの仲介支援も行っている。

＜三重県の補助金制度＞

<http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/p0013000007.htm>

（4）佐賀県唐津市 一地域間交流を活かし、フランスの化粧品企業の誘致を目指すー

佐賀県唐津市は県下では佐賀市に次ぐ第二の都市で、隣接する福岡との経済的なつながりも強い。また、唐津は、歴史的に中国などアジア大陸への要衝の港町として栄えてきた。

唐津市では、こうしたアジア市場に近接しているという地理的優位性と、化粧品原料として着目されている薬用植物の生産地としてのポテンシャルを活かし、「唐津コスメティックバレー構想」を立ち上げ、化粧品関連の企業誘致に取り組んでいる。

海外企業の誘致に先立って、唐津市では、2013年11月、産学官連携の組織「ジャパン・コスメティックセンター（JCC）」を創設。フランスの「コスメティックバレー」との連携に乗り出した。コスメティックバレーは、フランス中部シャトルルを中心とする150キロメートル圏内にあり、ロレアル、シャネル、イブサンローランといった名だたるブランドを含む約800社の化粧品関連企業が集積する。唐津市では、海外クラスターとのビジネス交流を促進するジェトロのRIT事業も活用し、JCCを中心に、コスメティックバレー

の化粧品関連企業との交流、ビジネス・マッチングを進めてきた。

そうした交流を通じて、コスメティックバレーの名誉会長であり、フランス・ナチュラルコスメのパイオニアである化粧品原料会社アルバン・ミュラー・インターナショナル社社長は、唐津市のポテンシャルを高く評価し、唐津市への進出を決定。2015年6月、国内化粧品原料商社の株式会社マツモト交商との日仏合併会社「アルバン・ミュラー・インターナショナル・アジア」を設立することで基本合意した。

現在、JCCには、化粧品・美容関連、素材関連の企業を中心に177の会員が所属する（2016年8月現在）。JCCでは、化粧品業界に通じた専門人材を雇用し、化粧品の原材料・製品開発のための「産学連携」、企業誘致や海外販路開拓など、多角的にプロジェクトを推進している。フランスのコスメティックバレー以外にも、イタリア、スペインの業界団体と提携するほか、2016年8月には、台湾の化粧品産業団体「 Тайワン・ビューティー・バレー（TBV）」とも連携協定を締結。TBVとJCCの間では、相互の輸出入、製造受託、研究開発で連携し、巨大市場の中国、成長するアジア市場への展開を狙う。

また、外資誘致と平行して、化粧品の産業クラスターとして持続可能な体制を作り上げるべく、国内企業の誘致、ネットワーク化にも積極的に取り組む。地域には、ツバキ油やみかん、白きくらげ、お茶の実、トウキなど、ナチュラルコスメに代表される美容健康商品の原料植物があり、唐津市を原料供給基地とする考えだ。また、化粧品の製造後、海外市場に販路を開拓していくには、検査認証や輸出入代行、国際物流の機能が必要となってくる。唐津市は、JCCに国内企業を巻き込むことで、こうした機能の充実を図り、産業クラスターとしての構造的な課題の解決に努めている。地域にこうした化粧品産業のエコシステムを形成することは、地域における持続可能な体制の整備につながるだけでなく、外資系企業の地域への定着にもつながる。

唐津市のこうした先進的な取り組みはまだ始まったばかりであり、課題もあるが、地域による外資誘致の一つの事例として非常に示唆に富む。国内化粧品市場は成熟しており、競争も激しく、市場の成長率は平均4%とそれほど期待できない。しかし、成長するアジア市場では、10年間で約220%の成長が期待でき、訪日観光客が日本でこぞって化粧品を買って帰るように、日本の安心安全な「Made in Japan」の製品に対する人気は根強い。よって、唐津で製造された化粧品原料や製品については、国内市場もさることながら、成長著しいアジア市場へ展開していくことが一つの鍵になる。こうしたビジネスモデルが定着すれば、「アジア市場のゲートウェイ」として唐津を位置づけ、欧米企業も含めた海外企業の誘致をする際のPRポイントにもなる。

唐津市は、地域の特性を的確に把握し、ターゲット業種を特定し、国内企業も巻き込みながら、産業クラスターの形成にとって必要な海外企業の誘致に取り組んでいる。海外ブランドの製品に対して日本の優れた製造技術や製品開発力、品質管理によって、付加価値を付与し、アジア市場へ展開していくというビジネスモデルは、今後、日本の他の地域が外国企業誘致をしていく上でも参考になる。

2. 外資に特化した自治体の優遇措置等

各地方自治体が外国企業を誘致するため、事務所賃料や人件費の補助、登記費用や研究開発費の助成といった様々なインセンティ

ブを用意している。以下の図表は、外資系企業に特化した自治体の優遇措置の一覧である。

<詳細はジェトロウェブサイトを参照>

<https://www.jetro.go.jp/invest/support.html>

図表 6-3 外資系企業に特化した自治体の優遇措置

2016年8月現在

自治体	補助金名	概要
福島県	外資系進出企業投資支援事業	賃借料、コンサルタント委託費、拠点設立にかかる経費（登記、在留資格取得等）の一部を補助。（補助率 3/4、上限 2,800 万円 / 社）医薬品、医療機器、再生可能エネルギー、ロボットのいずれかの関連産業で、福島県内に初めて製造、研究開発、販売等の施設を立地する企業が対象
千葉県	千葉県外資系企業オフィス等賃料補助金	賃料補助（1/3 × 1 年間、上限金額は、従業員数 1 ～ 5 人未満は 60 万円、5 人以上は 180 万円）
千葉市	千葉市賃借型企業立地促進事業補助金（外資系企業賃借立地事業）	賃料補助（1/2 × 3 年間 ※累計 300 万円上限）、法人市民税減免（1/2 × 3 年間）
東京都	アジアヘッドクォーター特区 拠点設立補助金	拠点設立等の経費の一部を補助（行政書士等の専門家、人材紹介会社に支払う経費の 1/2 以内、1 社当たり 500 万円上限）
	外国人創業人材受入促進事業	東京都内で創業を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
神奈川県	企業誘致促進賃料補助金	工場、研究所、事務所などの賃料補助（1/3、600 万円上限）
	外国企業立上げ支援補助金	会社設立手続き等に係る経費への補助（1/2、上限 200 万円）
静岡県	外資系企業等事務所賃借料補助金	賃料補助（1/2 以内 × 1 年間、限度額 50 万円）
新潟県	外資系企業等立地促進事業補助金	賃料補助（1/2 × 3 年間、300 万円上限（年間 100 万円を限度に 3 年間通算））
	外資系企業等進出促進補助金	登記費用（上限額 1 件 15 万円）および賃借料（1/2 × 2 年間、上限月 5 万円）
新潟市	新潟市国家戦略特別区域 「外国人創業活動促進事業」	新潟市内で創業を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
愛知県	G N I C 外資系企業立上支援制度	グレーター・ナゴヤ地域に進出する外資系企業の立ち上げ支援 （1. 会社登記、ビザ取得に際して要する専門家の経費 2. 人材募集広告費または人材仲介手数料 3. 不動産仲介手数料） 1、2、3 の合計に対し、投資予定金額 1,000 万円以上は上限 50 万円、500 万円以上 1,000 万円未満は上限 30 万円、500 万円未満は上限 20 万円
岐阜県		
三重県		
名古屋市		
三重県	外資系企業アジア拠点立地補助金	外資系企業の製造拠点（工場）設置に対して投下償却資産額の 20% を補助（補助限度額 5 億円）、賃料補助（1/2 × 3 年間、年 500 万円上限）
大阪府	大阪府企業立地促進補助金 （外資系企業等進出促進補助金）	大阪府内に新たに本社機能やアジア拠点等を設置する外資系企業等に対し、投資額等の一部を補助。（家屋取得費用の 5%、または家屋賃料等の 1/3。限度額あり。）
	O-BIC 外資系企業進出支援事業	費用負担（登記費用上限 10 万円、在留資格取得費用上限 5 万円）
	法人事業税軽減	法人税軽減（1/3 × 5 年間）
兵庫県	オフィス賃料に対する補助	賃料補助（1/2 以内 × 3 年間、1,500 円 / ㎡・月、年 200 万円上限）
	新規正規雇用者に対する補助	新規正規雇用者 30 万円 / 人（一部促進地域は、新規正規雇用者 60 万円 / 人、新規非正規雇用者 30 万円 / 人）（3 億円上限）
	市場調査、法人設立等に対する補助	費用の 1/2 を補助（市場調査経費等上限 100 万円、法人登記経費等上限 20 万円）
神戸市	外国・外資系企業向けオフィス賃料補助	〔兵庫県・神戸市協調〕賃料補助（1/2 以内 × 3 年間、1,500 円 / ㎡・月、年 200 万円上限） 〔神戸市上乗せ〕賃料補助（1/4 以内 × 3 年間、750 円 / ㎡、年 900 万円上限）
福岡県	福岡訪問助成金	渡航費用の一部助成（対象：自動車、IT・半導体、バイオ、環境、ロボット等の分野の外資系企業で、福岡県への進出を検討している企業） 1. 福岡県以外の国内地域からの渡航 1 社 10 万円上限、 2. 欧米を除く海外地域からの渡航 1 社 15 万円上限、3. 欧米地域からの渡航 1 社 20 万円上限
	日本法人等設立支援交付金	登記費用の一部助成（対象：自動車、IT・半導体、バイオ、環境、ロボット等の分野の外資系企業、登記費用の 1/2 負担、上限 15 万円）
福岡市	福岡市立地交付金 （外国・外資系企業の オフィス向け交付金）	1. 賃料補助〔基準型〕（1/4 × 1 年間、限度額 1,500 万円）、〔大規模型〕（1/4 × 2 年間、限度額 2,500 万円） 2. 雇用補助〔正社員〕福岡市民 50 万円 / 人、福岡市民かつ研究員 100 万円 / 人、福岡市民以外 10 万円 / 人、〔その他の常用雇用者〕福岡市民 15 万円 / 人、福岡市民以外 5 万円 / 人（限度額 5,000 万円） 3. 設立費用（市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等）の 1/2 を補助（限度額 300 万円）
	スタートアップ賃料補助 （外国人創業環境形成事業補助金）	賃料補助（1/2 × 1 年間、住居は上限月 7 万円、事業所は上限月 5 万円）
	スタートアップビザ （外国人創業活動促進事業）	福岡市で創業活動を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）

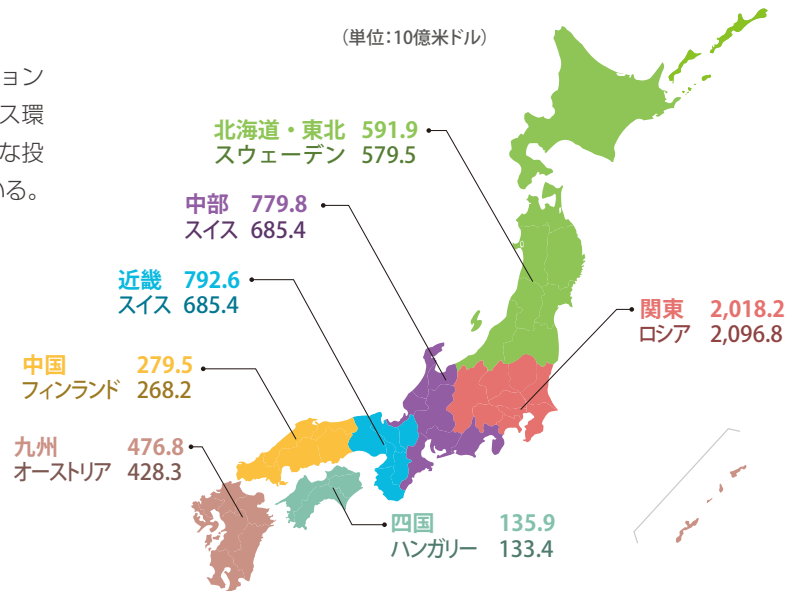
〔出所〕各自治体等ウェブサイトより作成〔注〕外国企業・外資系企業に特化した自治体の優遇措置のみを掲載

3. 地域の投資環境の魅力： ビジネスチャンスが眠る日本の地域

日本の地域には、豊富なビジネス資源があり、イノベーションを生み出す多くのパートナーが存在し、企業に優しいビジネス環境を有している。日本の地域は、外国企業にとっても魅力的な投資環境となっており、様々なビジネス展開の可能性を秘めている。

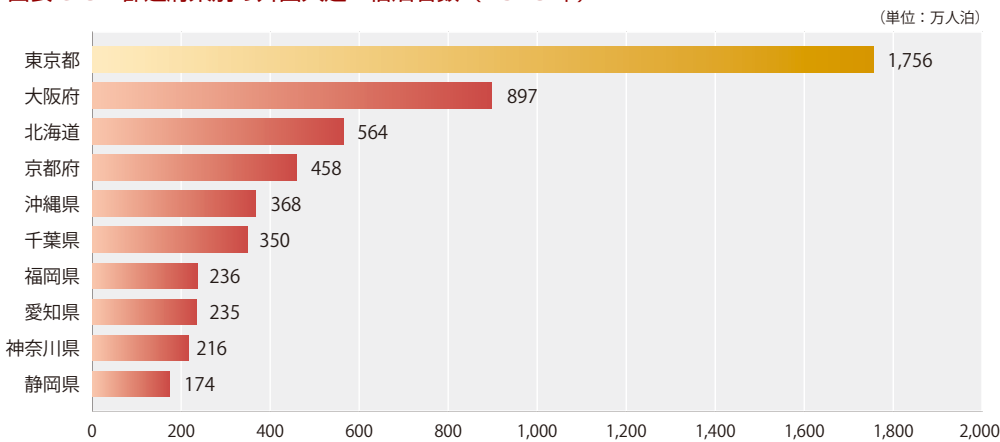
日本の地域は、巨大で魅力的なマーケット。
1地域で、国家レベルの GDP を有している。

図表 6-4 日本の域内総生産（名目）の国際比較（2013 年度）



〔出所〕内閣府「平成 25 年度県民経済計算について」（2016 年度発行）

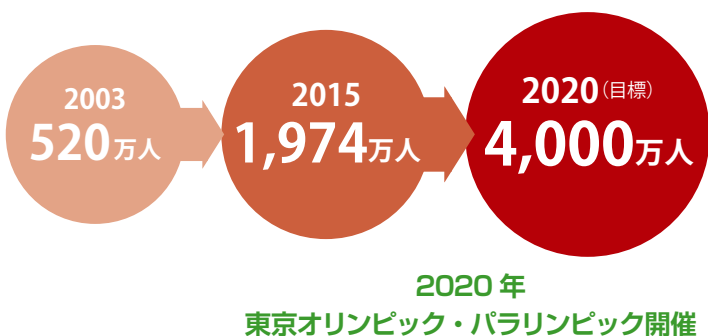
図表 6-5 都道府県別の外国人延べ宿泊者数（2015 年）



多くの外国人旅行者が
地方にも拡大
全国：6,561 万人泊

〔出所〕観光庁「宿泊旅行統計調査（平成 27 年）」

図表 6-6 急激に増加する訪日外国人旅行者



〔出所〕日本政府観光局（JNTO）

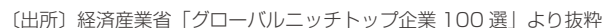
図表 6-7 急速に高まる健康予防、生活支援関連産業の市場規模

2020年 **10** 兆円

課題先進国・日本の
地域ヘルスケアビジネスが注目

〔出所〕首相官邸「日本再興戦略 -JAPAN is BACK- H25.6.14 閣議決定」より作成

日本全国に革新的企業が存在。
地方の企業・大学との協業は、
世界市場へのゲートウェイ。



アジアの主要ビジネス地区に
アクセスが便利

大連(中国) 2時間3分
ソウル(韓国) 1時間50分
釜山(韓国) 1時間3分
関西国際空港
フライト1時間圏内
2時間圏内
3時間圏内
4時間圏内
上海(中国) 2時間25分
台北・桃園(台湾) 3時間10分
香港(香港) 3時間50分
広州(中国) 4時間
台南(台湾) 3時間45分

【出所】 AirlineGuide.jp 「関西から海外への飛行時間（国際線）」

〔出所〕 AirlineGuide.jp「関西から海外への飛行時間（国際線）」

図表 6-10 首都圏と比較して廉価な地方のビジネスコスト

アジア主要都市（上海、香港、台北、ソウル、シンガポール）
と比較しても、安価な日本の地方の不動産コスト

(単位:米ドル)

	東京	仙台	名古屋	横浜	大阪	広島	福岡	上海	香港	台北	ソウル	シンガポール
事務所賃料（月額） （m ² あたり）	25	29	36	33	29	25	23	51	156	12	51	76
店舗スペース／ ショールーム賃料（月額） （m ² あたり）	49	43	38	59	30	24	37	145	389	43	21	239
駐在員用住宅借上料 （月額）	2,532	958	1,676	2,971	2,539	1,215	786	1,688	3,161	1,864	1,936	5,193

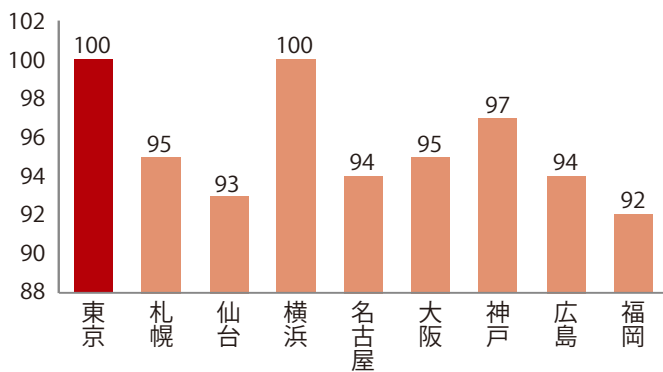
〔出所〕「第 26 回アジア・オセアニア主要都市 地域の投資関連コスト比較（2016 年 6 月）」より作成

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/42952cecddce53c3.html>

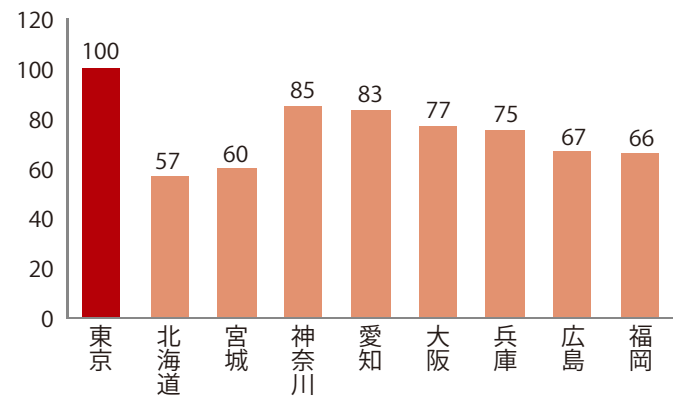
※積算根拠となる価格は、物件の立地条件等が都市により若干異なります。詳細はウェブサイトでご確認ください。

図表 6-11 東京での物価を 100 とした場合の各都市との比較

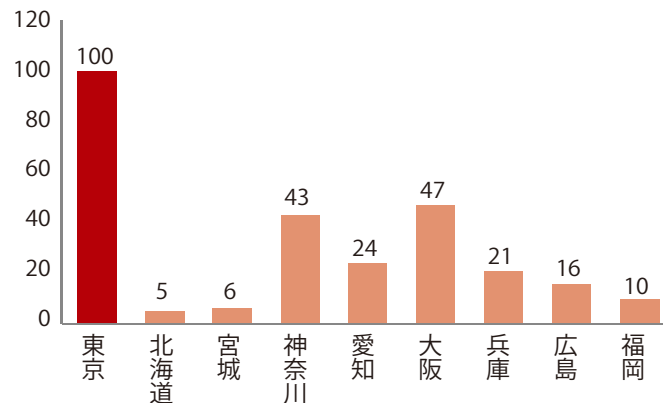
①消費者物価地域差数



②年間給与額（製造業）



③工業地地価



〔出所〕

①政府統計の総合窓口 (e-Stat) 「平成 25 年平均消費者物価地域差指数」より作成。

②厚生労働省「平成 26 年度賃金構造基本統計調査」より作成。

③国土交通省「平成 26 年度都道府県 地価調査」より作成。

政府の取り組みとジェトロ対日投資促進活動 14 年間の変遷

2003年	1月	「2001 年末の対日直接投資残高から 5 年間で倍増する」政府目標を設定
	5月	Invest Japan のスローガンを掲げ、関係府省庁に「対日直接投資総合案内窓口」(Invest Japan office) を設置 ジェトロに「対日投資・ビジネスサポートセンター」を設立 (対日投資に関する情報のワンストップ・センター)
2006年	3月	「2010 年末に対日直接投資残高をGDP比でさらに倍増 (5%程度) にする」政府目標を設定
2007年	5月	会社法の「合併等対価の柔軟化」(三角合併) の規定施行
2010年	6月	「新成長戦略」閣議決定 (「ヒト、モノ、カネの日本への流れ倍増」を目標に設定)
2011年	1月	アジア拠点化立地補助金を創設 (ジェトロに事務局を設置)
	8月	総合特別区域法を施行 (地域における税制・規制緩和などの特例措置により産業を集積)
	12月	東日本大震災復興特別区域法を施行 (被災地への投資に対する税制・規制緩和等のインセンティブ)
	12月	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」決定 高付加価値拠点の増加、外資系企業による雇用者数倍増などについて目標を設定
2012年	4月	法人実効税率の引き下げ (40.69% → 38.01%)
	5月	高度人材に対するポイント制による出入国管理制度の優遇を開始
2013年	6月	「日本再興戦略」を閣議決定 (「2020 年における対内直接投資残高 35 兆円」を目標として明記 ジェトロにおける産業スペシャリスト機能の強化、対日投資相談ホットラインについて記載)
2014年	3月	復興法人税を廃止 (法人実効税率 38.01% → 35.64%)
	4月	対日直接投資推進会議発足
	6月	「日本再興戦略」改訂 2014 を閣議決定 (在外公館とジェトロの連携、地方自治体の誘致支援を明記)
2015年	3月	第 2 回「対日直接投資推進会議」を開催 安倍総理が、外国人のビジネスや生活環境を改善させる「5つの約束」を発表
	4月	国家戦略特区の東京圏下に、「東京開業ワンストップセンター (TOSBEC)」開設 (ジェトロ東京本部内)
	6月	「日本再興戦略」改訂 2015 を閣議決定 (在外公館・ジェトロ・自治体の連携による広報・情報発信の強化、重点分野へのプロモーション)
	9月	強い経済、子育て支援、社会保障に重点を置いた、「新 3 本の矢」を発表
2016年	2月	グローバルイノベーション拠点設立等支援事業 (補助金) を創設 (ジェトロに事務局を設置)
		法人実効税率の引き下げ (32.11% → 29.97%)
	4月	第 3 回「対日直接投資推進会議」を開催 海外から日本に重要な投資をした企業に対し副大臣等を相談相手につける「企業担当制」が始動
	5月	第 4 回「対日直接投資推進会議」を開催、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」 および「規制・行政手続見直しワーキング・グループの設置」を決定
	6月	「日本再興戦略 2016」を閣議決定 (ジェトロの体制強化を通じた個別案件への営業と支援の強化)
	8月	第 1 回「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」を開催



ジェトロ本部 (東京・赤坂)



ジェトロ「対日投資ビジネスサポートセンター (IBSC)」

Talk to JETRO First

about business in Japan!

オンライン・フォームによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/invest.html>

お電話によるお問い合わせ

ジェトロ対日投資部

拠点設立等のご相談：外国企業誘致課

Tel：03-3582-4684

事業拡大のご相談：外資系企業支援課

Tel：03-3582-8347

自治体向けサポート：対日投資課地域支援班

Tel：03-3582-5234

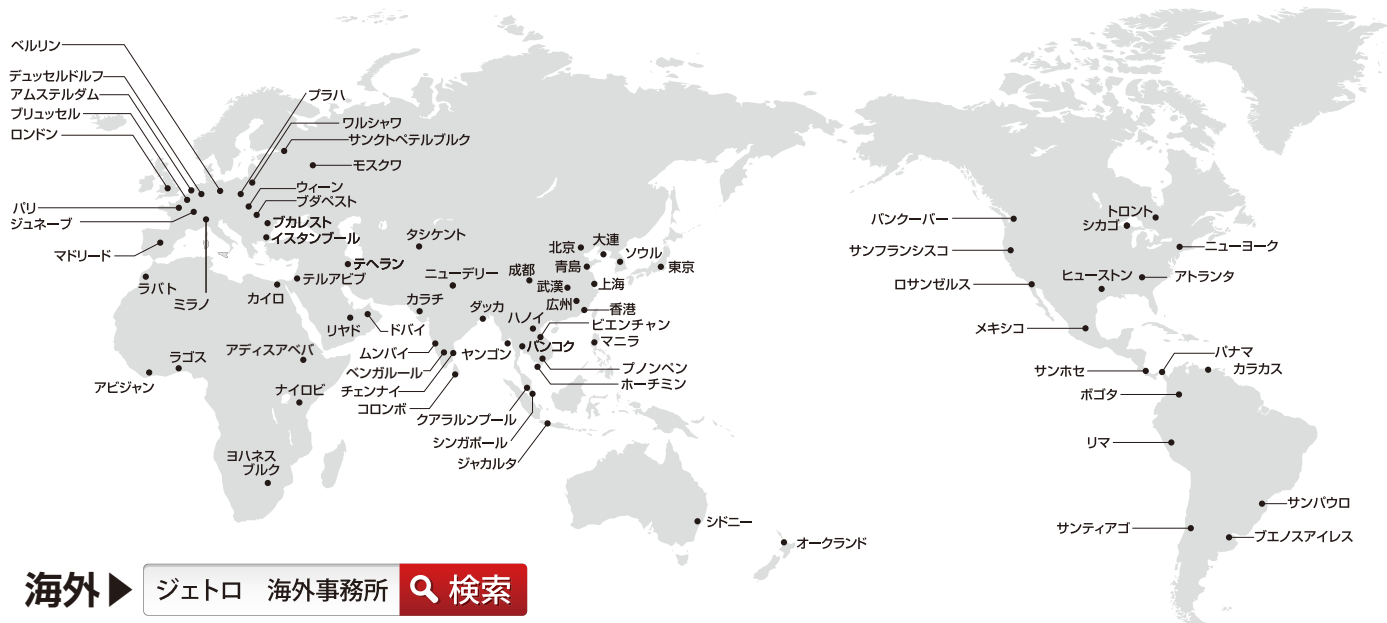
その他の対日投資に関するお問い合わせ：誘致プロモーション課

Tel：03-3582-5571

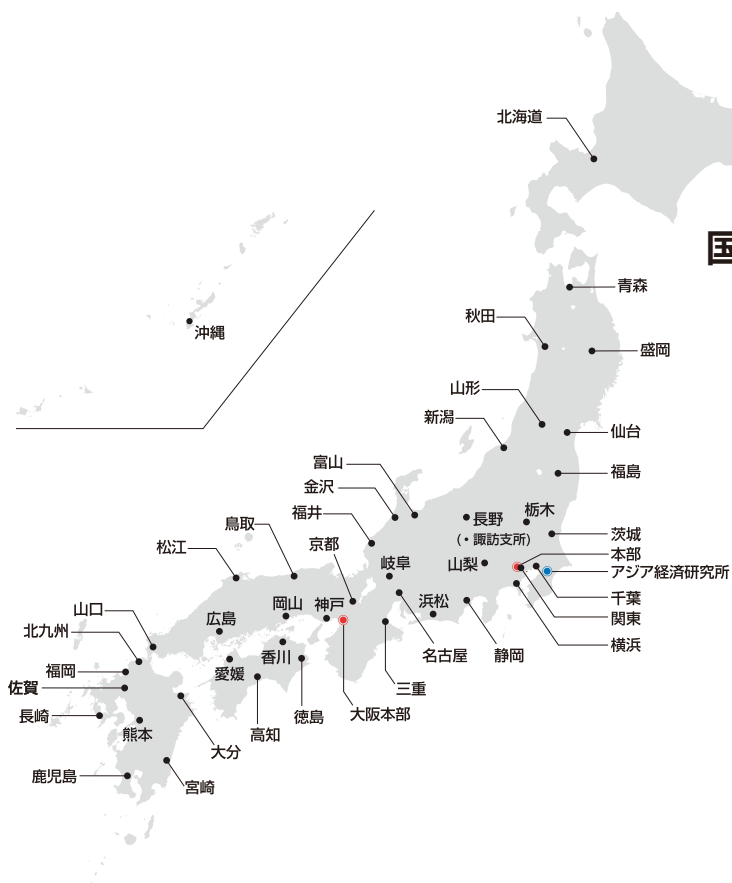
受付時間

平日 9 時～ 12 時 / 13 時～ 17 時（土日、祝祭日・年末年始を除く）

【世界に広がるジェトロ・ネットワーク】



国内 ▶ ジェトロ 国内事務所 🔍 検索



JETRO

日本貿易振興機構（ジェトロ）

対日投資部 対日投資課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5234 FAX:03-3505-1990

www.investjapan.org